

会長柳沢新太郎(第二〇五号)

青少年の健全育成に関する陳情書(東京都千代田区神田一ツ橋二の九の七財団法人全日本社会教育連合会理事長西崎恵)(第二〇六号)

岡山大学に理工学部設置に関する陳情書(岡山市東山下三四岡山経済同友会代表幹事村健外一名)(第二〇七号)

同(岡山県商工会議所連合会長伊原本伍朗)(第二〇八号)

同(岡山県知事三木行治)(第二〇九号)

岡山大学工学部設置に関する陳情書(岡山県市長会長寺田熊雄)(第二一〇号)

北海道大学工学部に電子工学科及び合成化学工学科設置に関する陳情書(北海道議会議長徳中祐満)(第二一一号)

大阪大学に基礎工学部設置に関する陳情書(大阪府知事佐藤義隆外七名)(第二一二号)

同(関西経済連合会会長太田垣士郎)(第二一三号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(白井莊一君外七名提出、第三十一回国会衆法第四九号)

市町村立学校職員給与負担法等の一部を改正する法律案(辻原弘市君外三名提出、第三十一回国会衆法第五二号)

学校教育に関する件
学校法人に関する件

○大平委員長 これより会議を開きます。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に御質疑があればこれを許します。――御質疑がなければこれより討論に入ります。

別に討論の通告がございませんので、直ちに採決いたしますと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大平委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

本案を原案通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大平委員長 御異議なしと認め、さより決しました。

○大平委員長 次に、学校教育に関する件につき調査を進めます。本件に関する件につき調査を進めたい旨の提案がなされております。決議案の趣旨説明を求めます。辻原弘市君。

○辻原委員 ただいま委員長からお諮りを願いました決議案文の朗読をいたしたいと思ひます。若干その趣旨を申し上げますと、当委員会におきまして、たびたび幼稚園教育を含めまして

幼児教育の問題につきましていろいろ政府当局の見解を今日までたて参つたのであります。その中で、特に現在幼稚園教育に従事している教員の待遇につきましてその実情を見ますと、政府の答弁にかかわらず、その後これらの改善については必要な処置がまだとられておりません。従いまして特に義務教育の小学校教員の給与その他と比較をいたしました場合に、そこに格段の相違があるという点につきまして、私どもはこの是正をできるだけ早い機会にやつて、幼児教育を質的に、内容的に高めていく必要がある。特にこの幼稚園教育の場合にその点に相当の改善を要するということを認めておりますので、この際当委員会におきまして所要の措置を政府に要請するべく私は決議案の提出をいたしたいと思ふのであります。

朗読いたします。

幼稚園教育の実情をみるに、これに従事する教員の給与は、同一資格を有する小学校教員との間に、著しい不均衡が見られる実情である。従つてこの際、政府は義務教育の充実状況をあわせ考慮しつつ、すみやかに実情の調査を進め、その待遇の適正を期するよう努めるべきである。この付言をいたしますと、特にこの幼稚園教育と云つておきまするその範囲は、今回の場合は公立幼稚園を私どもは指摘をいたしておるのでございます。公立幼稚園と公立義務教育諸学校の教員との間の不均衡は正を一つすみやかに政府としても調査研究を進められ、所要の措置をとられるようわれわれとしては要請をいたすという趣旨でございます。

○大平委員長 白井莊一君。

○白井委員 ただいま辻原弘市君から本決議案の趣旨説明がございましたが、本案は自民党と社会党との共同提案でありまして、この趣旨においては私どもも一致して賛成であります。ただ財政上の当面のいろいろ、特に義務教育の充実という点の非常に大きな問題を控えております。従つていろいろの困難な問題を含んでいっていると思ひますが、この決議文にもありますように、一つ政府においては実情をよく確かめて、そしてこの不均衡の是正のために努力されることを私どもとしても希望する次第であります。

○加藤(精)委員 関連して。両党共同提案の決議につきまして提案者のわれわれ委員の側から一致した賛成の意見を表すものでございますが、特に本決議案におきまして義務教育充実状況をあわせ考慮しつつと申しておりますのは、わが国の義務教育の財源がいまだ国家教育として非常に十分とは言えないのでございまして、特に本委員会におきましては継続して学校看護婦の養護教諭の充実率というようなものは非常に問題にしているわけでございまして、これが目的達成には相当の財源を要するわけでございます。また本委員会及び地方行政委員会におきましては、常に学校給食におきまして国民体力の基礎的条件を形づくるところの学校給食の調理士の身分の確立につきまして、非常に長い間熱望を希望があらのでございまして。そうした面は、もとに学校給食の調理士の質の向上、身分の確立、事業の安定等は、これは義務教育そのものとしての本質的なものでございまして、そういう重要な部面

と並行して、さきに学校教育法の中の施設とされておりますところの幼稚園教育につきましても充実してほしいという趣旨でございます点を回しつ、本決議案の趣旨を政府側が執行いたしますときにおきましては十分な考慮を払つていただきたい、こう希望するものであります。決議に当たりまして、提出者の一人として特に言及しておきたいところを申し上げまして賛成いたします。

○大平委員長 お諮りいたします。ただいまの辻原君の御提案は、自由民主党並びに日本社会党の共同決議として議決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大平委員長 御異議なしと認め、さより決しました。

○大平委員長 学校法人の件について参考人より意見を聴取いたします。お諮りいたします。田中壽一君、日比野信一君、河野勝彌君並びに古田重二良君の四君を学校法人に関する件についての参考人に指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大平委員長 御異議なしと認め、さより決しました。

まず学校法人名城大学問題に関し調査を進めます。本問題につきましましては十月十九日の本委員会におきまして小林管理局長より説明を聴取いたしましたのでございますが、学校法人ことに私立大学のあり方の上から、当委員会といたしましては本件について重大な関心を持つておるのでございます。本日はお手元に配付の名簿の方々を参考人

として招致し、本問題に関し意見を聴取することになっております。

まず議事の進行について申し上げます。御意見の開陳はお一人十五分程度とし、そのあと参考人に対する質疑に入ることといたします。参考人各位にはお忙しいところ御出席いただきましてまことに御苦勞に存じます。何とぞ学校法人名城大学問題について忌憚のない御意見を述べいただきたいと存じます。

なお議事規則の定めるところにより、参考人の方々が御発言なさいます際は委員長の許可を得ていただく必要があります。また参考人は委員に対して質疑することはできないことになっております。以上お含みをお願いいたします。

それでは、これより参考人の方々が御意見を聴取いたしますと存じます。田中壽一君。

○田中参考人 名城大学は私が建てたのでありますが、たびたび社会の問題を起しまして、まことに恐縮な次第であります。事を議会で持てつくるくらいにござらざるやとされたことは、全く私の不徳のいたるところでございます。文部省の当局の方々に議會の方々に對して深くおわびする次第であります。私についての御召喚は理事長としてでありますけれども、私はその席を離れて、すでに理事長の職を去っております。だから何ら申し上げることはありません。ただ大野伴陸先生のお兄様であります大野富之助先生は、教學面について非常に深い御経験を持っておられますから、その方にお譲りをして、そうして内実を見ていただく。私は文部省が学内に

おいでよく研究されることを希望します。不正なるものが横暴をきわめるような学校というものは、つぶした方がいいと私は思っております。しかしながら私が建てて私がつぶせということはありません。また今日参考人として呼ばれておる河野勝齋先生に對して、私はニュートラルな立場で下さい。と呼ぶ者あり。冷静に言つて下さい。大事なことですよ。大事なことだから冷静に言つてもらいたい。と呼ぶ者あり。それで私ははなはだ遺憾であります。キリストでも釈迦でも、みな非難を受けております。私は当然非難を受けることを満足としております。これ以上私は言うことはありません。

○大平委員長 日比野信一君。

○日比野参考人 発言させていただきます。

伊勢湾台風対策のために、国会におかれましては何かと御多忙中であるにもかかわらず、名城大学問題を持ち出して、まことに申しわけございませんが、名城大学といましては、台風禍に加えて重大危機に直面いたしておりますので、陳情にまかり出た次第でございます。まことに恐縮に存じますが、御同情賜わりたく衷心よりお願い申し上げます。

さて名城大学は、田中理事長の教育基本法違反、私立学校法違反、文部省令違反、学校法人寄附行為違反、学則違反並びに経理の無軌道ぶりのために、現在教育上、研究上、財政上、あらゆる面におきまして壊滅の危機に直面しております。

昨年八月十四日田中理事長が理事長として復職されました際、理事会声明なるものを発表いたしました。この声明におきましては、かねて田中理事長のもとに行なわれました独断的なやり方を深く反省いたし、大学を民主的に運営することが約束いたされ、学校騒動についての犠牲者は出さない旨が公約されましたが、復職後の田中理事長の行動は、この声明を信じて田中氏を迎え、これに協力いたそうとしてきた。たわれわれ教職員並びに学生の信頼と期待とを全く裏切るものでありまして、大学の今日の悲しむべき状態を招くに至つた根本原因となつたのでございます。

田中理事長の非行は、理事会声明後日ならずして始まり、私は学長として大学の教學を守るために、その責任上これを阻止して参りましたが、不幸にして田中理事長はこれを不快とせられ、日比野はわしを追い出して大学を乗っ取るやととおるというやうな、残念ながらあらぬぬれぎぬを着せられまして、七月十七日突如私の学長職を罷免されたのであります。学長の推薦者たる大学協議会にも諮らず、また各学部長にも何ら意見を聞くこともなく、また重要人事を決すべき法人理事会の決議もなく、全く田中理事長の独断専行でこの罷免を行なわれたのでございます。大学と教學とを代表いたします学長がこのやうに乱暴に処断いたされたことは、大学の秩序が成り立たず、教學の自由と独立が守られないというので、今度は全学あげてこの不当人事に抗議いたしました。田中理事長は馬耳東風、さらに七月二十六日学長を支持して参りました各学部長並

びに各部長を一斉に解任したあげく、慣習上も法規上も確立いたされておりました各学部長の選挙制を無視して、田中理事長みずから理工工学部長に、大橋光雄理事を法商工学部長にそれぞれ天下りの任命いたし、各学部教授会の人事権を剝奪してしまいました。この非行に對し全学があげて抗議いたしました。今度は無法にも法商学部と農学部の教職員を半減する旨を発表いたされたのであります。現在名城大学は、大学設置基準に對してはるかに下回る人的、物的設備を有するにとどまるにかかわらず、さらにこれを半減するということは、實質上両学部を廃止することにひとしいものでございまして、教職員並びに学生に大きな不安を与えた次第でございます。

八月に入りまして間もなく、突如として田中理事長は自己の意に沿わぬとして私並びに各学部長を教育者としてではなく、倅給生活者としていたしまして忍びがたき屈辱であるところの懲戒解雇処分が付されたのであります。もちろんこの処分は学内成規の手續として必要な教授会の審議にも、大学最高機関たる協議会の議にもかけてはおりません。全く田中理事長の個人的な独断的な処分でありました。それより数日後にはさらに短大部長、教務部長、学生部長、教職課程部長、図書館長、前学長、前理工工学部長に對しまし、同じく懲戒、解雇処分が田中氏の独断によつて行なわれ、ここに大学の組織は全くじゅうりんされるに至りました。学長室は数回にわたり暴力的に閉鎖いたされ、さらに田中氏に雇われた二名の壮漢が学長を威迫し、とうてい正常なる人間のなし得ざる下劣かつ幼稚きわまる行動が繰り返されました。神聖なる教育の場はことごとく汚染されたのでございます。

また八月二十五日には定例俸給支払い日でありました。田中理事長は一片の予告すらなく、突如として全教職員の俸給不払いの挙に出ずる一方、他方では虚偽の事実を記載いたした宣伝文を父兄に郵送するため、付属女子商業高等学校の教室内におきまして、本件に關係せしめてはならないところの女生徒を使用し、そのあて名書きをさせました。これは教育上まことに忌まわしきことでございまして、父兄のひんしゆくを買つた次第でございます。

九月二日、田中理事長は毎日新聞記者と会見し、おれが負けたら、大学を廃校にすると、法商学部を廃するとか放言いたしまして、学生の不安をつのらせ、学内を動揺させたのでございます。

九月十日には、夜陰に乗じて多数の入夫を雇ひ、大学の表札をもぎ取らせ、使用中の大学の什器を強引にトラックにせいでいすこかへ搬出し、その間宿直者を監禁して、他への連絡を遮断させたのであります。

九月十二日には、大学の電話全部をいつの間にか完り飛ばされてしまいました。私どもは驚きました。大学の機能を麻痺させてしまったのであります。私どもの大学は学部が市内各方面に散らばっております。この連絡がたことによつて、いかに教學上支障を来たしたかということがわかります。さらに数日後も電灯料、ガス料、水道料金などを支払わないため、送電中止、ガス、水道停止というところ

ろまで追い込まれました。大学の授業は事実上不可能の状態にまで立ち至りました。この間文部省におかれましては、罷免された教授もどうぞ授業は中止しないでほしいという御注文でございました。もちろん文部省の御言葉なくとも、われわれ教員は無報酬で学生のために授業をす時も休むことなく継続しておりました。

九月十四日、名古屋における裁判においては、神聖なる法廷へ、田中氏は雇った、いわゆる殺し屋と称する暴漢を連れ込まれて、私初め西山教職員組合長、渡辺図書館長、青松校友会代表を指摘して、これらを消せばよいのかというような威嚇の言葉がうしろの方で聞かされた次第であります。

九月十七日の夜、あたかも台風第十号の烈風下におきまして、大学においては突如として原因不明の火災がございまして。大講堂、図書館、機械実験実習室が全焼いたしました。田中理事は容易に出校いたされず、鎮火後ほど経て人に連れられて現れましたが、この事態に對しまして全く無関心であられ、かつ無為無作でありました。

今回の伊勢湾台風によって大学は約三千五百万円の損害を受けたのであります。田中理事は自來大学に全く姿を現わされず、大学は荒廃のまま放置されております。

この間にあって教職員一同は万難を排し、授業を続行いたし、教学を守る決意のもとに八月以来今日まで今もつて三カ月の俸給は全職員に對して不払いの状態でございます。職員は非常な苦勞をしております。しかもこれにも屈せず学園を守るために必死の授業を

ただいま継続しつつある次第でございます。

名城大学には予算制度がなく、学長も各学部部長も少しの費用を支払う権利はございません。これは予算が配付されておらぬためでございます。大学の預金はことごとく理事長によつて引き出されております。学園の正常な運営以外のことに浪費されております。

そのために日常の必要経費に全く事欠くに至りました。辛うじて学長、教授が個人の信用によりまして外部より借金を少しづついたしまして、これによつて経費をまかない、応急の措置を講じて参りました。俸給の不払いの上この個人の負担を重ねることは、現代の一大学教授の身といたしましてはもはや限界に達しておるのであります。

学生の実験、実習用の材料の購入はできません。わが名城におきましては農学部がございまして、この農場の家畜は今や飼料に飢えてやせ衰えて、これを他に売り払うより動物の命を救う道はございません。また校舎の屋根は破れ、壁は落ち、園場の作物は肥料のなきために枯死しつつあります。

かかる現状にもかかわらず田中理事は園学部設置運動に狂奔し、八月以来常に所在を明らかにせられず、六千の学生と三百の教職員を見殺しにしておる次第でございます。

名城大学の収入は毎年約二億円に達しておりますので、正常な運営をいたしますれば、決して経営困難にはならぬのでございます。しかるにこの有様でございます。

田中理事が昭和二十九年十一月退陣せられた際は実に九千万円の負債を残したに對し、昭和三十三年八月田中

理事長復帰までの留守中は、右の負債を大幅に返済いたし、かつ二千万円以上の預金を持つまでに立ち直つたのでございます。これは過去の事情でございます。

ところが田中理事長一たび復帰せられるや、わずか半歳を出してたちまち数千万円の負債となり、七月以来九月までに約五百万円以上の現金が田中理事長の専断をもつて引き出され、現在大学は全く預金皆無の状態になりました。ことに本年度は学生数もふえまして財政が豊かとなつたはずであるにもかかわらず、このような財政の窮乏はまことに不可解のことでございます。

その責任はどこまでも追及されねばならぬところでもあります。私学の公共性から考えましても当然のことといわねばなりません。

この間理事会も監事も何らこれが対策を立てることなく、全くその職責を果たしておりません。

特に強調したいことは、今回の名城大学の問題は、どこまでも田中理事長の学園破壊行為に對し教職員、校友会、学生、教職員組合全員が一致団結して教学を守ろうとする結果生じた事態であります。どこまでも教学を守ろうとする努力でございます。決して田中氏が宣伝せられるがごとく、田中御一家内の夫婦、親子間の争いでもございせん。また一部不正分子の大学乗っ取りでもございせん。さらには会計上の不正を隠蔽せんとする一部理事、監事に教職員が同調して騒いでおるといふような結果では絶対にございせん。

私たちはどこまでも理事会が公明に運営せられ、経理が公正に行なわれることを目的とするものであります。

願はくは六千人の学生と三百の教職員のため、かつは私立大学の公共性のために、名城大学の違法状態を解消いたし、本来の平和なる、またりつばな私立大学の姿に立ち戻れますよう、何とぞ国会の御配慮あらんことを衷心より皆様にお願いいたす次第でございます。

もちろんわれわれもいたしましては国会の御好意にただ甘えるそのものではございません。全学の総力を結集いたしまして、あくまで所期の目的に邁進いたす覚悟でございます。国会におかせられましてこの点御賢察の上、何分の御援助を賜りますよう、重ねて議員各位に厚くお願い申し上げます。

○大平委員長 河野勝爾君。はなはだ時間を取りまして、どうもありがとうございます。

○河野参考人 名城大学の件に關しまして本日委員会のお招きに應じて出ました私立大学協会の会長をいたしておりました河野でございます。名城大学に私は過去に關与いたしました経験がございましたが、特に個人的な關係または利害關係等は毛頭ございません。ただ名城大学は大学協会の加盟大学でございますから、その学校の紛糾事件が社会的に非常に大きな問題となつて参りましたので、それが私学全体の価値に影響することをおそれ、かつまたせつかく終戦後われわれに与えられたした学校法人に關する法律の運営が誤まるようなことがあつて、将来私学のために不幸がくるような法令の改正等の理由になることをおそれまして、これをいち早く解決したいというふうに考えまして、あくまで全く好意的にこれに介入したのでございます。

当初私が介入しましたのは、裁判所の法廷で双方の代理人、つまり田中理事長を大学から、学校法人から一たん引退してもらつた方の側と、それを復帰しようとする田中壽一氏の支援者との間の対立がありまして、片方の田中氏に相對する方の代表者は名城大学教授の大串兎代氏でございますが、その大串兎代氏と、それに志を同じゅうするところの教職員の何名、及び理事等が一同となり、そして別に田中壽一氏が大橋弁護士、その他一、二の弁護士を代理といたしまして、法廷に争つておりました。それがために学校法人に理事長の職務代理というふうなものを経験所が処置をするような事態になりました。学校の経営、理事会のあり方はきわめてブローカー的な形になつておつたのでございます。従つて大串氏を中心とするところの現在学校におられます方々が、そのまゝ仮政権のやうな形で学校の運営を續けておる、こういうことになつておりました。これは私学のために決していいことではないと考へておつたのでございますが、たまたま双方の合議の末、これを調停委員会に付するといふやうな裁判所に要望いたしました結果、裁判所はこの調停による和解が一番いいと考へまして、それに調停委員として二名の推薦方を文部省に依頼された結果、明治大学の総長をしておりました松岡熊三郎氏、これはかつて私学法制定当時、私学団体総連合会において私学法の起草委員長をしておりました關係上、法理に最も精通しておられる方でありまして、そういう観点からでございます。

う、文部省はその方を一人。それから
大学協会の会長をいたしております私
にその一人を推薦されました結果、私
ども二人は裁判所の命によりまして、
昭和三十三年の六月ごろから三カ月
間、実に熱心にこの問題を調停しよう
と努力いたしましたのでございます。

その間感じましたことは、大串兎代
夫氏を主とする一派から調停委員会
に出された書類はきわめて抽象論でござ
いまして、そこに具体的な事実がな
かつたというところ。それに反して田中
壽一氏側から出されたものは、きわめ
て訴訟内容をこまかに書いた準備書面
が出された結果、われわれはその
具体的な事実を把握しようとして努力
しましたが、それも単に主張にとどま
つてわれわれは把握することができま
せんのでは、しかしこの問題を解決
する方法は、私学法に記載してありま
す通り、私学法は御承知の通り財団法
人とは全く違った性格を持っており
ますから、その私学法の特有の性格に
従つて理事、監事、評議員等を明確に
再編成するしか学校法人の救済方法は
ないと考えまして、いろいろ事情を調
査いたしました結果、評議員会の一応
氏名の確認ができましたので、この評
議員会に対して、もう一ぺん新たに立
ち戻つて基本理事の選出から再出発す
ることを両方の代表者に忠告したので
ございまして、田中壽一氏側はこれを
承諾しましたが、大串氏側は全面的に
拒否されましたので、これ以外に調停
の方法はないのでございまして、やむ
を得ずこの調停を打ち切つて、調停委
員会が解散したのは三十三年の八
月と記憶しておるのでございます。そ
れらのことがございまして、私は

調停に失敗してこの事件から離れてし
まいまして、全くその後の関係はな
かつたのでございまして。

ところが昭和三十三年の五月ごろに
なりまして、ますます学校の状況は教
職員及び理事者の間の相対が激しく
なつて参りました結果、どうしても再
度これを救済する方法が必要となつて
参つたのでございまして、その前にか
つて衆議院に出ておられましたところ
の福井勇氏が理事長の職務代行に裁判
所から任命されておりました、そうし
て新しく理事会その他の会議等の組織
を一応合理化するということになつて
おりましたが、それもまだできません
間に学校の内外の事情は非常に緊迫し
て参つたために、何かこれを早く解決
しなければならぬというようになつた
のでございまして、その結果ここに
におられます、ただいま証言をいたし
ました日比野氏、田中氏その他評議員
の一部分並びに同窓生あるいはその他
の代表者の連判状をもちまして、私に
もう一ぺん何とか調停してもらいた
い、こういう請願がございましてした結
果、私は五月の十五、十六日ごろから
裁判と別に大学入士の話し合いとし
て、この学校の救済方法を自主的に解
決しよう。裁判を離れて解決しまし
よう、それによつたらお話ししたしま
しようということで調停に乗り出し、
各学校関係者に個々にお目にかかりま
して、そうして一応みな平和裡に今後
は独断専行しない。そうして学校法人
の内規、定款等に従つて運営をしてい
くというふうな、過去の種々のあやまち
は今後再び繰り返さないという条件の
もとに、田中理事長も創立以来の關係
者であるから、それを尊重する意味に

においてそれを理事長に推薦することを
前もつてお約束申し上げ、あとはもう
きわめて合理的な民主的な役員選挙
を行なう。それによつて田中理事長の
誤りに対しても勧告する機関をつけて
おく。そういうような改正をして、平
和裡にお互いに協力して学校を運営し
ていくことにしたい。従つて、過去に
さかのぼつて言論その他いろいろな行
為に対しては一切問わないということ
で、ただし刑事問題は別であるから、
この問題とは離れて考えたい、こうい
う形でもつて一応きわめて円満に和解
をしまして、名古屋において社会の各
方面、新聞記者あるいは学校関係者
をお招きしまして、盛大にこの発表の披
露をして社会に責任を明らかにしたの
が私の最後の仕上げでございまして、
それは昨年の八月の十四日に和解が成
立したのでございまして。

ところが私がその和解を成立してか
ら後に、だんだん再び学校が深刻に
なつて参りました、時間がございま
せんから省略いたしますが、ただいま日
比野学長の言われたような現象が起つ
ておることは事実でございまして。の
みならず、ここに私がこの過去の争ひ
の間に痛感しましたことは、学校の監事
あるいは理事になつておられる方が、大
学の設置、教育機関を設置経営するとい
う見識をお持ちになつておられる方がほと
んどなかつた。単に名譽的な地位を
とつたにすぎないのじゃないかという
誤解が私に持つたのでございまして。そ
の点を和解のときによく申しまして、
いやしくも教育機関の経営者としての
責任を明らかにした自覚のもとに皆さ
んに關係していただきたいということ
を申し上げてあつたのでございまして。

それからもう一つ、財団法人と異な
りまして、学校法人の理事が全部を学
校理事長に一任するというような経営
の仕方がないのでございまして。財団法
人は申し合わせによりまして、理事長
に業務の執行を全部一任するというこ
とはあり得ると聞いておりますが、学
校法人にはそれが絶対にないのでござ
いまして、各理事者の意見の過半数以
上の決定によつて業務が遂行されてい
くということが私学法に明らかになつ
ておるのでございまして。そういうよう
な建前もございまして、たとい田中
氏が独断専行の封建的なきわめて頑迷
な性格であつたにしても、理事会が健
全であるならば、その弊は救われると
考えてさような調停をいたしたのでご
ざいまして。

さらに監事について、監事の職務の
責任というものが私学法に明らかに
なつておりますので、もし名城大学では
過去の監事、理事の業務が正当に行な
われたかどうか。学校の経営、財産、資
産等に関して合理的であつたかどうか
という監査をして、それに不正があつ
た場合には忠告をし、あるいは所轄の評
議委員会に報告し協議する義務がある
にかかわらず、そういうことは一回も
いたしておりません。そういうことを
皆さんが自覚して、その役員にもう一
ぺん今後な人はなつてもらいたい、
そういう前提のもとに和解が成立した
のであります。私ども何事もないも
のと考えておりましたが、先ほど
日比野氏の証言しました通り首切りが
始まつた、あるいはいろいろな理屈を
つけて、一人々々の個人攻撃を始めた、
全く醜態な状態となつて参つたので
あります。この問題はまことに私学全

体の問題として、はなはだ面目ないの
でございまして。

もう一つ、田中理事長の復帰に対し
て極力尽力いたしました私が、田中理
事長の意見を誤認いたしました、まさ
かこれほど軌道を逸する行動をするこ
とは思ひなかつたのでございまして。これは
まことに失敗したと私今日では後悔し
ております。どうか天下の公共物であ
りますから、ほんとうに大学経営者
としての立場、教職員の立場を明確に
持つた方々が集まつて、あの七千人の
学生の救済が今後行なわれることをほ
んとに陰ながら私は念願している次
第でございまして。あの学校では予算の
決定もございまして。決算のなにもご
ざいまして。何事もない。実に乱雑であ
ることは事実でございまして。それが直
らなかつたのでございまして問題が起こつ
たのだと考えます。

また何か問題がございましたら、御
質問に応じて具体的な問題はお答えい
たしたいと思ひます。

○大平委員長 古田重二良君。

○古田参考人 私は私立大学審議会の
会長として呼ばれたやうであります
が、会長としての発言ではなく、個人
として発言することをお許しを願ひた
いと思ひます。

私学全般に関する問題については、
先ほど河野さんからお話があつたので
省略いたしますが、問題は名城大学の
紛争についてであります。私は実は
不敏にして今日までその実情を知ら
なかつたのであります。今ここでお話
を聞いて実はびっくりいたしましたのであ
ります。問題は田中理事長が大へん
無業の人のやうであります。しかし
今聞きますと、田中理事長はすでに

やめておつて、他の理事長にかわつておるといふような話も聞いたのであります。私は私立大学全体から考えまして、法の違反に關しては法でさばくといふことはまことに当然であります。が、教育研究の場でありまして、これが解決にあたりましては、多少抽象的になると思いますが、その一つとして今後考えられることは、私学の本質から考えて、自主解決を待つというところがその一つの方法であらうと思つてあります。これはかような紛争の場合へ、はなはだ物足らぬことになりまして、私はあくまで私学の自主性を重んじて、自主解決をするといふことが一つのよい方法であると考えておるのであります。

第二に考えられることは、今聞きまゝすような非常に急迫した特殊な事情もあるようでありまして、これらの事情はよく真相をはつきり調査して把握する必要がありますが、それはそれとして、この解決の方法としては、第一に文部省が主体となつて積極的に助言、指導するといふことが第一の解決の方法であらう、こゝろ思います。その次には、和解の勧告をする。第二番目には是非を明らかにして決議勧告をする。その勧告する機関は議會になつてはあまり大げさ過ぎると思ひますが、この種の委員会において特別委員会を設置して、和解及び決議勧告をする。それからまた私立大学の各団体その他のものがありますが、一番手つとり早くても私学の事情をよく認識しておる私立大学審議會でこれをするのが一番妥当ではないかと思ふのであります。ただしこの場合は審議會の規定を改正する必要があるのでは

あります。その他解決する方法はまだありますが、これらの勧告が行なわれてなおかつこの問題が解決しなければ、これは成規の法規に従つてこれをさばくといふことになると思ひます。そこで結論として申し上げますと、これらの実行方法として早急に適當の委員会たゞえばこの文教委員会における特別な委員会あるいは私学審議會その他において特別委員会を作つて、この問題の解決に乗り出すべきである、かように考えるのであります。

大へん簡単であります以上であります。

○大平委員長 質疑の通告がございまして、これで一たん休憩いたしますが、御食の後再開いたしますと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大平委員長 それでは一時半まで休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時五十二分開議

○大平委員長 休憩前に引き続き會議を続行いたします。

午前中参考人の意見を聴取したのであります。参考人に対する質疑に入りたいと思ひます。通告がありますのでこれを許します。白井莊一君。

○白井委員 まず最初に田中参考人にお伺ひしたいのであります。先ほど日比野参考人からいろいろあなたのとられた措置がどうも適當でないやうなお話があつたのですが、ああいうやうなことは事実についてお認めになるのでありますか。

○田中参考人 大へん歪曲されてお

まして、私初めて聞いたわけですが。○白井委員 何か日比野参考人がおつしやつたうちで、この点は違ひとか、具體的な何かをお持ちでありましようか。

○田中参考人 あまりばかばかしいから、しかとは聞いておりません。で、たゞとて日比野さんが連れてこられた人間といふものは、二十九年に騒動を起した元凶で、これだけでもおかしいです。それからこの月給を私わせないようにしたのは日比野氏なんです。銀行に行きまして、一文もないところを五百万円借りて、それを預けて、そしていつでも操作できるやうになつておる。ところがさういふことは私がおらぬところに日比野、卓郎、小出、小島が行きまして、そして銀行の支店長さん、次長さんがここにいてになりまして、日比野氏がここにいて、卓郎、小島は私を氣遣ひ扱いにして、私は大きいことばっかりやつて、そしてうちのことは印鑑なんか預けてまして、すべてまかせたわけですが。さうすると、さういふ財政などを勝手にやつてしまつた。さういふときに千二百人多く入つておりますから、この八月の月給は十分あるはずなんです。ところがその月給がないほど彼らは使ひ込んで、勝手にやつてい

る。私はそれはいかぬといふことで、栗田、木保といふのを私の秘書にして調べさせようとしたら、それをのけなけければ私の理事長の地位を追ひ落とすといふ運動を猛烈にやつた。たとへば二人の理事を東京から連れて名古屋の鉄道にいますと、ちゃんと電話をかけてきて、それを拉致していつちやう。私がほかの人に面会させるために連れ

てきた二人の理事をプラット・ホームから拉致して、ニュー・ナゴヤ・ホテルの四階に連れていつちやつた。そこでその二人をいじめて、自分たちの方に一票かせようとした。そして私を追い落とそうとした。そこへ私がやつと見つけ出して、行つてみますと、ここに小島という私が理事にした卒業生がおつた。君けしからぬじやないか。どうしてこんなところに来るんだ。こゝろいふことをどうしてやるんだ。僕は君を基本理事にしてやつたんだ。じやないか、いや先生に会いに行つたけれども会えませんでした。そんなばかな話が、そんなことをやることはけしからぬじやないか。ここに小出がおります。これは元凶です。これは監事です。監事が理事会に出てくるはずはないのです。無理に出さしておる。そしてここに日比野氏がいたから、日比野さんけしからぬじやないか、そんなところに二人の理事を拉致する、僕はほかに合わせるために来ておるのに、どうして拉致したんだと聞いたら、私は偶然来ました。こんな氣遣ひのことがありますが。ニュー・ナゴヤ・ホテルのロビーの四階に、偶然に來合はせる、そんなことは言えませんが。あなたにそんなプロパガンダは全然ない、さうしたら黙り込んだ。これは教限りなくやつております。三時間くらい話しますとよくわかつてくる。それから今度あとで、高阪理事のところからこれの連中が負けるといふかぬといふので攻撃した。これは夜の一時まで攻撃した。自分たちの方に加担しろといふ。その翌朝理事会があつ

た。東京からこられた二人の人をそこで私はつかまえたから、駅前であつてもらつて、私は人を紹介するところにおつてとまつて、三人で理事長室に行つた。さうするとほかの理事はこないのです。おかしいのです。それから加藤議長を呼びまして、どうしてここにほかの理事はこないかと言つたら、私の子供の卓郎がこれらと話し合つて、理事会の会場をかえちやつた。新開記者がくるとか何とか言ひまして、そして家で開くことにしちゃつた。だから今度家へ電話をかけてなにしておるといふと、十二時までにここにこなければ理事会を解散するといふので、十二時に解散したのはこの人でありまして。そんなことができたか。いかに暴力団がきたつて、社長がです。指定したところで理事会で重役会を開けないといふことはないと。社長の招集状をかえるといふ暴挙をあえてするんです。いかに激烈だかがわかる。これは事実です。さういふふうにして無理なことをして私を蹴落とす、そして私を不幸者の卓郎を理事長にして、私をけ落とすといふことをやつた。そして二人の者が私の秘書に入つてきたら激烈に反対すると同時に、証拠書類をみんな隠しちゃつた。今もつて隠してあります。たとへば、江戸川の権利書がありますと五千万円くらいは借金できるわけですが。それを私がとろうとしても、私の子供が逃げさせておるのです。だから告発せよといふけれども、ここにおられる大橋教授でも、告発はあなたの子供だからあんながやらないといふられるくらいで、なかなかできないわけなんです。それから月給不払いになつてくるわけ

す。そうして八月二十五日に月給が渡らないとすれば、九月になりますと一日から学生が来るから、学生がみんな来て三千五百万くらいの収入がありまから、六百万や八百万の金は払えると思つて待つていたら、学生をおだてて不払い同盟をやらす。そういうことをやつていくことは、この間ここから出された文書をごらんになればおわかりになると思います。そこでそれらを無理に労働金庫に預けさせて、それを抵当にして自分たちが借り出して、そうして事実上の理事会を開いてやる。理事長なくして理事会をやつていくわけです。その人は理事をやつていくのです。こんなことを行なわれたらとても学校がやつていくわけがない。私は暴力団を連れていったとか何とか言われますけれども、暴力団ではないのです。月給不払いをやられると困つてしまいます。廊下に六十人も教授、助教が詰めかけてきまして、そうして団交をやつて、委員は承諾してもきかないのです。そうしてすり込みをやつてわれわれを取りかこんでしまふのです。それだからから手の人を頼んできて保護してもらつたわけですね。それで一番初めは警察の一〇番にかけて、警察に来てもらつた。警察は、学校内だからどうも何人も来れぬというので、やむを得ずそうやつていくわけですね。それで何を言つても、裁判所に言つても、特別に断つて、裁判所内で事件を起こすと言われて、今度裁判所の前庭に来ると取りかこむというようなことをやる。それだから保護人を連れてきただけなんです。人殺し人を連れてきたのではないのです。冗談じゃありません。そうして私を銀行では氣

違ひにして、私が来ないゆえんのものは、私が氣が触れているから来ないのだ、それだからこの五百万を借りて、そうしてこれは自分たちでやるのだというのを言つておられます。だから私の方が五百万を取りに行つたら、そこに行き違ひができて、私を氣遣ひだと思つていくから笑殺されてしまつた。それで翌日、栗田君と事務局長の服部氏が行つて支店長に会いまして、あなたの方の理事長は氣が触れているそうじゃないですか、そんなことはありません、こうこうこういふわけだ、それならこの間午後二時に会うというときに会えばよかつた、氣が触れているというので会わなかつた、こういふわけですね。それで新聞にでかかると出ますので、それから支店長が言ひのには、これはあなたの方のほうのようにやつて下さいと頼んだけれども、大阪とか神戸とかの本店に行つても、こんなに新聞にでかか出たんじゃないやというわけですね。それで今度は鈴木庄五郎というきつとこちらに参考命に送つてあつたと思ひますが、一生懸命にひそかに何していたわけですね。金を作つて、そうして二カ月分くらいでできることにして、二百万から一千万くらいでできることになつたのです。それを日比野さんに話したらいい。それが漏れまして、そうして法科の教授に伝えたらいいのです。その人が不幸にもその顧問だつた。それだからその日になつてから、だめだということになつてストップされてしまつた。私の理事長が危ういと思はせたのでしよう。そこで今度またほかの方でやつてみますと、その世話してるところへ毎日電

話がかかるのです。それでこれはどうしても、あなたが言われるように勝手にやつたのですから、その一事について議会の大切な方々が相当な時間を費やしてお聞きになるわけにいかないのだから、初めから私がお願ひしておるうちに、文部省からずつと調べていただきたい。それがためには事務局長でも事務官でも、退官されるとか何とかという方でもよろしいから学校へ入れていただいて、そうして大野先生を助けていただいて、大野先生はずつと長く学校のことをおやりになつていたし、人格高潔の方だからおまかせしていいと思つて譲りましたから、それをよくお調べいただきたい。私は文部省に一回も陳情に行つたことがない。私はじめなことばかりやつていくから陳情に行く必要はないのです。けれどももしろから行つて、うそを百パーセントも言うのですから話にならないのです。だからどつちが話になるかならぬか、事実を調べられるといひのですが、神様でないから皆さんだつて、幾らえらい方だつてそうわかるわけはない。私はワン・マンだと言われる、たとへば教授会にもかけぬで教授の首を切つたと言ひますが、それはどういふものでありますかといいると、この事件の前に河野勝蔵さんと白木さんが調停委員で、そうして調停の最後の日になつて来た。ところが、調停委員が評議員をめちやくちやにしたわけですね。騒動を起こして、評議員名簿をみんな焼いたかどろかして、知らぬ。それで評議員をこちやこちやにしまして、私が引いておるものだから、評議員はこんなものだからというので、勝手に公告なんかで集めて、いろいろなことを

やつて、また評議員を出したわけだ。そうして私がこうこう頼んであるからというので、始終交渉して知つておるからこうこうだ、そうして幸いにもその片々が出てきた。それを調べ出して評議員がきまつたわけだ。きまると、まず私が理事長に再選されるという段階になつたから、彼らは大串とおそろくここにおる渡辺君でしよう、二人を切つたために二百六十もの印鑑を偽造してきた。そうしてさういふの受け取りをくつつけてきたそうです。こういうものを作つて、金をごまかしておる田中壽一が理事長に再選されるべきやうなこゝろに調停案はのまれぬといつてくつた。そこで裁判官と河野先生はびつくりして、ここにおられる大橋教授、林大作さん、私の方の弁護士だつた方ですが、それに言われた。それから二人もびつくりして、私どもの控室に来て、私だけをさうつと引つぱり出して、こういふことを言ひが、何か事実があるかと言われた。あほや言ひなさい、だが二年半前に偽造した印鑑を学校に残しておくばかあります。二百六十もの印鑑を偽造して使つたやつをそこに残して学校を去りますか。そんなことをやつたら全学に響き渡るはずではないか。そこで安心されて、それなら誣告罪で訴える。いや、新聞に泥試合だといわれる。そんな汚らわしいことを学校にいた者としてやりたくない、ほうつておいた。ところがだんだん事柄が進んできまして、今度はその評議員によつて評議員会を開いて、そうして基本理事が私と卒業生代表の小島です。そうすると私が理事長になるのが確実

なものだから、これを警察へ持つていった。それがこの間首を切られた幹部と称する十三人の人間なんです。警察では困られた。警察に教授ともある者がえらい国費を使つて全然うそのものを出すといひのはどういふことですか、そんな人間が教授であり得ますか、学者であり得ますか、それで私はほうつておいた。だから調停ができて八カ月もほうつておいたのです。それで検察官は困られた。とうとう私は尋問なしに却下された。却下されると、それをまた検察審査会に検事さんを訴えるといひやうなことをやる。白木判事もさういふ手において、白木判事はほんとうにお気の毒ですけれども、自分で辞表を出される必要はないと私は思ひますが、出された。ほんとうにわれわれは済まぬと思つております。それを、それほどこまでにして、白木判事も辞職された、すなわち田中のやり方が悪かつたんだ、こういふふりにして私を何とか追い落とそうといふことにのみ尽力しているわけなんです。けつこうなことです。こんな学校は、私はつぶした方がいいだらうと思ひます。私が作つたんだけれども。たとへば法科の成立といひものを申し上げます。法科はどうやつてできたかといひと、認可になつた年に、私が、法科の教授は年内から来てそして入学者のガイダンスをやつて、この学校はこうだといひことをよく言つて聞かせなければ入学者も安心しない、それに向かぬ人は断らねばならぬ、よくガイダンスしてやるべきだと言つた。そこで桜木教授が部長でしたから、その人に対して、ずつとガイダンスして下さい、だから助教でも早く

連れてきて下さいと言ったら、来る、来ると言つてとうとう五カ月間来ない。そして五月の九日になった。その日は開学記念日で講演会を開くことになった。法科と商科と。そして朝の十時から講演会を開くことになった。

○田中参考人 そのいうふうでしたから、大がいわかると思うのです。一々話す必要はないと思います。一々話していたら大へんです。一つ一つ項目をあげて言つて下さい。

○日井委員 それではその項目を伺いますが、たとえばさつき日比野参考人の話によると、学校の什器や何かを夜中に持ち出すとか、電話なんぞを売り払つたとか、そういう話があるのです。

○田中参考人 今のようにして、不幸にして給料不払いというようなことが起りましたために、教職員が押し寄せきてどうにもならない。私など生命の危険を感じるほど責め立てられました。ところが春日井市に二十三万坪の土地がありまして、ここへ本部をみな移すということになつていたので、それへ移して、学生をずつと移していけば、春日井市はこの二十三万坪に協力するということになつていくわけです。

○日井委員 その中でどうせ本部というものと本部というのとはすなわち経営本部ですか、今の理事会ですから、理事会と大とをこちやこちやにしておるから、その理事会の部門を持つていくというわけを持つていったわけです。そうするとそれをまた暴力的に持ち帰つてきてしまつたわけですか、われわれの手につかない。そんな電話を売つたというのはいかぬと、本部の電話を売つて向うへ持つていくために売つたわけですか。そこに電話があると暴力的に月に九万円も十万円も使ひ、それです。

ら経済がとて成り立つていかぬ。そこには公衆電話もありますし、四本あつたから四本持つていかず、一本残しておこうとしたわけですが、どういふわけか四本一本にのけなればいかぬというのだから、四本のけてしまつた。それは本部を移すために持つていったわけですか。

○日井委員 まあそういう事実はあつたように受け取るのです。それは理由はあなたのお考えでいろいろあるのではありませんけれども、どうも今のあなたのお話で非常に重要だと思ふのは、あなたと意見の相違があつたからでしようが、それをこんな学校はつぶれた方がよいとかつぶしてしまえとかそういうことは理事長としてはわれわれ聞いておつても非常に聞き苦しいのです。理事長はやはり責任を持つて大学を育成する、ことに法人ですからね、あなた一人がこれをつぶすとかどうとかということはいかぬ。これはいよいよも大学ですからね。学校法人としてできておるものを、あなたの責任における問題で、どうもよくいかぬからということ、どうも軽々につぶしてしまえ、そういうような言葉ですが、私はこれは非常に遺憾に思ふ。そういう考えからいへば、今私学を私ども大いに振興しようという、皆さんもそういうお心持でやつておる際に、こういうことが解決せずに国会等で論議されるということについてわれわれも非常に遺憾であつて、実際見ると個々の問題についてはいかぬと、ただしかしわれわれ心

配するのはひとりあなたの名城大学ばかりでなく、かりにこういうようなことがほかにもあるというふうなことがあると非常に残念です。過去において一、二そういうことがわれわれの耳に入りまして訴えたこともあるのですけれども、今日までこれを取り上げずにはいたのですけれども、しかしあまり問題があなたの方のグループでは解決できないようになつたので、理事会において取り上げる、こういうことになつたと思ふのであります。そこでたとえば理事会、評議員会で運営というのやつていくはずだと思ふのですけれども、何か聞くとところによると、評議員会を招集してくれと言つてもあなたが招集しないというふうなことに何つたのですが、そういうことはあるのですか。

○田中参考人 それは任期満了した評議員会です、新たな評議員会ではないのです、それを請求してもやる必要はない。

○日井委員 ほかの方からだい御質問があるようですから私は簡単にしたいのですが、しかし、今度理事長はめられた、そうすると、何か今ほかの言ひ者のことはみな百パーセントりさだ、こういうふうなお話でありましたけれども、やはりこれはまずいな、いかぬなというふうに御反省されておるところもあるのでしょうか、どうなんでしょうか。

○田中参考人 私は、騒動を起こしたというだけでは反省しておりますが、事実においては私は反省するところはないと思つております。さつき言われたことは、全然うそだと私は思つております。

○日井委員 これはいろいろ聞いても水かけ論ですからあれですが、ただ今度新たに大野さんが理事長というふうなお話ですが、そのあれは何か正式な機関で選ばれたのでしょうか、これからかけるのですか、どういふふうになつておりますか。

○田中参考人 二日に私は辞意を申し出まして、そして大野先生を五日に理事会にかけて理事長になつていただいた。それでその経過は大野先生の方から……。

ちよつと一言だけ言わしていただきたい。それは、大野先生は教育家であり、ずつと教育委員をやつておられまして、初めてお会いしましたけれども非常に人格高潔、それで今までタッチしてない、全然おつき合ひしたこともない方がやられれば向こうが文句のつけようもないのじゃないか、うまくいくだろうというふうな思つて、こういう方におまかせすれば一番いいのじゃないだろうかと思つて、それで御了解の方を説きまして、そして御了解を得たわけですか。私はここに呼ばれて恥ずかしいからというわけではないので、そういうことを起こしたことはだめなんです。これは私の子供を理事長にするという親子のけんかを起させたのですから、それをそれほどまでにして私がやるべきことであるのか、私のうちの親も子もこれは学校を去るべきだとはんとは思つております。私と同時に子供は絶対入れられてもらいたくないと思つております。

○日井委員 一つお伺いしますが、それで田中さんはやはり理事としてお残りになるのをごさいますか、全然学校と関係なくなるのをごさいますか。

用を落としただらうと思ふのです。○大平委員長 参考人に御注意申し上げますが、御質問の要旨に簡単に明瞭に、的確にお答え願ひたいと思ひます。

○田中参考人 そのいうふうでしたから、大がいわかると思うのです。一々話す必要はないと思います。一々話していたら大へんです。一つ一つ項目をあげて言つて下さい。

○日井委員 まあそういう事実はあつたように受け取るのです。それは理由はあなたのお考えでいろいろあるのではありませんけれども、どうも今のあなたのお話で非常に重要だと思ふのは、あなたと意見の相違があつたからでしようが、それをこんな学校はつぶれた方がよいとかつぶしてしまえとかそういうことは理事長としてはわれわれ聞いておつても非常に聞き苦しいのです。理事長はやはり責任を持つて大学を育成する、ことに法人ですからね、あなた一人がこれをつぶすとかどうとかということはいかぬ。これはいよいよも大学ですからね。学校法人としてできておるものを、あなたの責任における問題で、どうもよくいかぬからということ、どうも軽々につぶしてしまえ、そういうような言葉ですが、私はこれは非常に遺憾に思ふ。そういう考えからいへば、今私学を私ども大いに振興しようという、皆さんもそういうお心持でやつておる際に、こういうことが解決せずに国会等で論議されるということについてわれわれも非常に遺憾であつて、実際見ると個々の問題についてはいかぬと、ただしかしわれわれ心

○日井委員 ほかの方からだい御質問があるようですから私は簡単にしたいのですが、しかし、今度理事長はめられた、そうすると、何か今ほかの言ひ者のことはみな百パーセントりさだ、こういうふうなお話でありましたけれども、やはりこれはまずいな、いかぬなというふうに御反省されておるところもあるのでしょうか、どうなんでしょうか。

○田中参考人 私は、騒動を起こしたというだけでは反省しておりますが、事実においては私は反省するところはないと思つております。さつき言われたことは、全然うそだと私は思つております。

たと思つて、私は恐縮で仕方がないわけであります。

○横山委員 私は当然なことをやつた

伺いをいたしたいことは、こういうこととあります。先ほど古田参考人は、何といいますか、この問題についての分析よりも、むしろ今後どうすべきかという点について言及をされました。ただ私が感じましたことは、何か古田参考人には、けんか両成敗的な感覚がされたことと、私学は私学にまかして下さいという意味と、二つが私には感じられたのであります。私が冒頭に申し上げましたように、少くとも国会が私学の公共性ということ、私学の教育に及ぼす深い影響というものを重視しております際でありまして、その意味はよくわかるのでありますけれども、率直にお伺いして、一体自信があまりでございまして、河野参考人の今日までの御苦心の跡なり、あるいは文部省の今日までの状況からいって、あなたのニュアンスである和解をさせる、そうしてけんか両成敗的な雰囲気でも話をするというふうなことで、一体事実は解決をするものであるかどうか。私はやや私見にはなりますけれども、これは一体何の争いであらうかという感じがするのであります。これは一にかかつて、田中参考人のとつた措置がいかに悪いかの判断の問題であつて、自余の全学の問題ではないのであります。私はそういう感じがしてならぬのであります。もしそうでなかったならば、河野参考人のおっしゃるようにかかることはなかったはずで、河野参考人の結論でいけば、こういうふうなことはなかったはずであります。そうだとすれば、おのずから和解とかけんか両成敗的な雰囲気というものはいかなるものであらうかという感じがしてならぬのであ

ります。それがあなたの腹中に何か私どもにお聞かせ願えるお考えがあるものであらうか、どういふふうにかこの事態を分析していらつしやるか、それをお伺いしたいのであります。

○河野参考人 お答え申し上げます。ただいま御質問者のお言葉にもございました通り、私はこの解決をするにあたりまして、先ほど申し上げました

が、一応道義的に田中氏を学校創立当時の関係者として尊重するという建前をとつたのであります。しかし田中

氏がこれほどまでに私学法を無視した言動をなさるといふことは、夢にも考え得られなかつた。いやしくも大学の理事長として総長として六千の学生を擁し、文部省が大学院の設置まで許した学校でございまして、相当見識を

持つた経営陣もあることだと私は考へておりました。しかしそれを前提としてやつたところに私の失敗があつたのです。先ほど申し上げました通り、私学の公共性を確立することにおいて、たとい田中氏の偏見があつても、これは修正されて運営されていくのだ、こう考えたわけでありまして、もう一べん繰り返しますと、私学が自主的に公共性を高めるといふことは、御承知の通り、理事会、監事、評議員会、この運営を合理的にやつていくことが私学の公共性である、独断は許されないのでございまして、いわんや学長の身分を首切るなどということは容易ならぬ問題でありまして、少くともこれは理事会において考えられる問題であらうと考えておつたのですが、そういう問題が少しも反省されていなかった。これはこういう大大学の理事長とか総長を担任していくには時代的にも過去

の人ではないか、こういう印象を受けたのであります。そこで先ほどああいふことを申し上げたのであります。たとえばここに一例がございまして。先ほどなたからか、評議員会を開いたかどうかというお尋ねがありました。それに對して田中理事長は、任期満了の評議員であるから招集を請求されたけれども開かなかつたのであります。ところが、御自分の作つた名城大学の定款には、評議員は任期満了後といえども、あとの選挙がない間はその仕事につくといふのであります。任期満了であるからといつても、当然規定の手続をとつて評議員会を招集しなければならぬ。それを招集されなかつたのは、何か不利益が予想されたからではないか。こういうあたりまえのことさえも実行しておらないといふことは、公共性を失つておると考えたわけでありまして、でございまして、先ほど申し上げました通り、現在の理事のスタッフの中でひとり田中さんだけのことを申し上げますれば、私学法に従つて学校法人を運営していく見識がない、こう考へて、これはもう今後の妥協でも、こういう問題は片づかない問題じやないか、今日ではさうに信念いたして

おります。

それから先ほど田中さんから、日比野学長その他のことについていろいろお話がありました。実は田中氏初め、田中側の弁護人から、日比野学長は非常に温厚な人だから、調停に際して再三申し入れがあつたのであります。ところが幸いにも、大申氏の

一統もこの日比野氏を推薦するようにみんなが申し合せておりましたの

で、これは各学部長の共同推薦を経て民主的に理事会に推薦したのでござい

ます。それでそれから、和解の第一歩において学長の推薦は、民主的に一応各学部長の共同推薦によつて日比野氏を選び、その日比野氏を理事会が任命したのでございまして、そういうふうにして出てきた日比野氏でございまして、それから、あともうまくいくとばかり考へておつたのでございまして、その後一

か二月になりました。今の理事者のうちの一から私に突然手紙が参りました。名城大学の件についていろいろ骨を折つてもらつたけれども、現在の理事長を告訴するやうなそういう人たちが学内におるといふことはこれは倫理性が許さないから、倫理性に基づいて

こういうものは考へなければならぬ、こういうふうなお手紙をもらつたので、何か人事問題が起こるだろうといふことを考へておりました。それは今にして考へてみますと、共同声明を出しましたところの、それにさかの

ぼつて何か解釈し直すのだ、こういうふうには考へまして、ひそかに騒動が起こつてくるのではないか、こういうふうには考へました。

そしてこの共同声明をするときに、先ほど田中理事長から御説明がありま

した刑事事件が起きております。この刑事事件というものは、一昨年、私が裁判所の調停委員の最終日になりました。大申氏の側から突然に告訴状が出

されました。これは学校の印鑑を偽造し、そして国の助成金に対する領収書を偽造したといふことで、告訴が提出されたのであります。それで私は驚きまして、和解をしている最中にこういう告訴状が出てきたことは大

へんだと思ひましたが、しかし告訴状でございましてから検察庁の問題で、これは白か黒か捜査の結果を待たなければならぬ問題ですから、それを待たなくて民事的な問題の方は早く片づけたいと思つて和解を進めて参つたのであります。拒否されて成立しなかつたのであります。

それから昨年の私の個人的な和解のあつせんに際して、その問題は当然出

ました。裁判を離れての和解でござい

ますから、この和解が成立して田中理

事長に対する訴えあるいはまた田中理

事長側から出てくる訴え、それらはも

う争ひが必要がなくなつてきたもので

から、和解の結果必然的に裁判所に提

訴したものは取り下げることになつたのであります。ただし刑事事件はこれは別の問題でございまして、それを訴えた大申側の人に取り下げようと言

うべきか言わないかといふことは、もちろん田中氏を中心にしてわれわれも話をしました。しかしそのとき私も考へましたことは、いやしくも国の助成金をも田中氏がこういう消費の仕方をして、そうしていかげんに印鑑を偽造し領収書を偽造する、そういうことをやるなら将来田中氏は資格はないのだ、この事件はどうなんだと言

つたら、絶対に覚えがないならなんだと言つた、絶対に覚えがないことをした、むしろ責任を負ふことになる。この事件は取り下げないでやはり正義のために調べてもらう方がいいと思ふから、これはこのままにしておこうじやないかといふことで、話し合いであの事件は残したのであります。ところが、和解してから後にそういうことをし

たのはけしからぬといつて、それを首切りの理由に使つたことは、すべて違約でございます。きよう約束したことがあつたはず、きよういふことでございませう。でございますから、これは私は制度の問題より人の問題になつてきて、きよういふように考えます。もしもなだでも公正な人が出て、定款に従ひ私学法に従つて運営していったならば、りつぱな大学になると私は思います。今までのいろいろなお話を聞いておきますと、校葉末師の争ひのことばかりでございます。学校をどういふふうにしたらよくなるか、学生にどういふふうにしたらいい教育ができるかといふことに對する苦心は、一つも出てきていない。ただお互いの身分の立場の擁護に、あの手この手の見にくい争ひが五年間も続いている。これでは私はいけないと考えております。

それでこれの処分方法でございますが、どうしたらこの問題は片づくかと申しますと、私個人の見解で大へんおそれ入りますが、私学法では御承知のとおり自主的に公共性を高めるといふことが精神であります。ですから良識のもとに自主的にいふたならば、きよういふ事件は起きなかつたわけでありませう。それを無視したところ、きよういふ問題が起つてきた、人の問題になつてきたわけでありませう。

それから大学のいろいろな制度に違反してゐる事実が山ほどあります。たとえば今申し上げましたように、大学院を設置してゐる大学です。大学院の設置には、基準というものを文部省から出してそれで認可される。その基準を無視した現在の制度というものは、これはやはり文部省令に對する違反

で、これはもう設置の認可をとつたらあとはかまわないといふことなんです。のみならず、学部長を初め二十何人の教職員を解雇した。あとの補充もしないで教育の手当もしないで解雇を先に行つたといふことは、争ひが重点であつて、教育の面がブランクになることは二の次だといふような考え方です。私はきよういふような大学の経営の仕方といふものはおそろしく良心のないものだと思ひます。私は田中理事長さんに非常な味方して、同情してやつたら、これでいいと思つてやつたら、これはあとの約束がきよういふふうになつてきたわけですから。結局人間の問題といふふうになつてしまつたわけですが、文部省がこれに對してどういふ方法をとつたらいいかといふことをずいぶん考えたわけですから。私学法の精神からいふて、文部省の直接の監督権の發揮といふことは、現在の法規ではいろいろな解釈の仕方があると思ひます。ただ法令の違反等があつた場合には解散することとはできるといふことになつております。しかし私は法令の違反を直ちに解散に持つていくことは法令上いささか飛躍し過ぎておる。解散してしまえば学校をつぶさねばならぬ。文部省が権限を持つてゐる限り、法令の違反は解散に持つていく前に、一応きよういふば解散にいくのだからといふことで、相当行政的な指導権を發動して、あるいは理事会の編成等を強力に勧告するやうなことができればいいか、きよういふふうには私は法律的に解釈しております。この考え方は、私学法を創立したときに、私学法の創立に關与した明大の松岡氏が委員長でもつてやつて

おりますが、その解釈の著書にも、やはり同様な意見を持つておりますから、その点を若干研究していただいたからきよういふことができるのではないかと。要するに今日の制度では、私立大学の理事者が教育に適當であるかどうかといふことを、きようまで大学審議会が調査して、今後は学校の認可をするやうになつておりますが、名城大学はまことに空中の樓閣のやうな学校を、終戦後のごたごたに認可してしまひました。膨大な学校を作つてしまひました。実は学校の内容は非常に貧弱であつて、政治的なものであつたといふところに將來いろいろな問題が残つてゐる。財団が非常に強固でなかつたといふところに問題が出てきておると思ひます。今後はやはり人の問題とそれから教職員の立場と、それから理事者の立場、管理の職務を完全に実行する評議員は、それぞれ自分たちの責任を果すといふやうな方法でやればりつぱになつていく、きよう考えられます。ただいま解散問題について申し上げましたことも、これは文部大臣が直接やるべきものでない。私学法全体を通覧してみればおわかりのやうに、これは一応きよういふ重大問題は、將來できることならば私学審議会の中に、きよういふ紛争に對してアドヴァイスするところの裁定委員会制度のやうなものを作つて、きようしてなるべく法廷問題でなく、お互ひに解決するやうな、法律等について御勘案を願へば、きよういふ問題が非常に減るんじゃないかと思ひます。しかし今日名城大学のやうな事件は全国にまれのまれの事件でありまして、今後きよういふケースが出るかどうかちよつとわかりませんが、

まれでも一例ございまして学生が苦しんでおりますから、私はその点実にいろいろ考へておるわけでございます。○古田参考人 先ほどの御質問の中に、和解は面成敗、私はきよういふ意味でなかつたのです。両方生かすといふ意味で和解を勧告するといふことを申し上げたのであります。先ほど申し上げましたが、真相のことについては私はよくわからずに、ここに出て初めてこの真相がわかつたのであります。これも先ほど申し上げましたやうに、田中理事長がすでに理事長をやめておる。形式的にはまだ出ておるのですが、やめたといふことを前提にして私は解決のことを申し上げましたが、それはやはり先ほど申し上げましたやうに、田中さんがおやめになつたのだから、あとのことは私学の本領の自主性で、自主的に解決することが一番望ましい。しかしいろいろ特殊な事情があつて、それが問題であるならば、和解勧告あるいは決議勧告、それは先ほど申し上げましたやうに、文部省が主体になつてやることもよろしいし、あるいはこの委員会に特別委員会を作つてやるもよろしいし、私は特に私学審議会においてこれをやることになれば一番適當であるといふふうには申し上げたのですが、それでなおかつ解決ができなかつたら法令に基づいて解散なり、閉鎖なり断行するといふやうなことで私は解決ができる。ただその間早急にはできない、長引くといふやうな心配もあるのではありませんが、このことについては今河野さんからお話があつたやうに、裁定委員会といふやうな、これは先ほど私が述べた委員会と同じですが、きよういふものを設けまして積極的に勧告をし

て解決するやうに努めて、きようして最後には法令に基づいて断を下す、きよういふことで私は解決可能と信じておるのでも申し上げたわけでございます。○横山委員 最後に、私は今のお二人の話を伺ひましていろいろ示唆を受けたわけでありませう、ただ私の感じでございますが、たとえば古田参考人がおつしやるやうに、田中理事長はすでにやめる決意をし、もうそれは時期の問題であらうからその立場に立つてといふお話がございました。この点は実に私は重要な認識の問題だと思はれるのであります。田中先生を前にして恐縮でございますが、参議院でこの問題を取り上げ、今衆議院で取り上げんとする直前に理事長を辞任されて、みづから全く尊敬をされておる大野さんに理事長をゆだねられるといふことを、この衆議院の文教委員会開会の直前に行なわれたといふことに、私はまた一つの問題を考へるわけでありませう。これは田中理事長がやめたといふことをそのまますなにおに白紙に立つて考へてよろしいものであらうかどうか、この点は私は古田参考人の認識にやはりまた問題があるやうな気がいたすのであります。最後に文部省に、政務次官にお伺ひをいたしたいのであります。今二人の参考人からこの問題解決への示唆がなされました。私は冒頭に申しましたやうに、本問題はなぜ個々の、一名城大学の問題をわれわれが取り上げんとするかといふことは、これが単なるお家騒動に歸すべきではない。六千の生徒、三百の教職員が勉学にいそめなない。またこの点が今、国会で私学の公共性という点に立つて審議をしてお

○本島委員 私はこの大学の問題について詳しく調査したわけではございません。陳情を受けまして、教育問題にあつてかかる事態が起こるということに非常に心を痛め、なおかつ生徒の立場に立ちましたときに、この学校の問題をこのままにしておいてはいけないうのじゃないだろうか、そういう気がいたしましたのでお尋ねいたしますが、先ほどから田中参考人の言葉を聞いて

おりまして、このような暴言を吐かれた参考人はいまだかつて衆議院においてもないだろう、このように私どもは聞いたわけなんです。そこでお聞きしたいことは、自分が建てた学校だから、悪くなかったからつぶしてもいいのだ、こういうことを再々にわたって言われ、先ほど臼井委員の質問に答えて、いやそうじゃなかったのだ、こういうふうにも言われたのでございますが、どう考えましても、御発言の内容からいけば、これはおれの財産だ、おれのものだ、こういう考え方がこの問題の根底にあるのだろう、こういうふうに受け取れたらわけなんです。そこで理事長も今度はおかわりになった。まだ登記は済んでいないとしても、おかわりになることは事実でしょう。その場合において自分の身分は理事だ、こういうふうに先ほど言われた。そうしますと、先ほどから言われておる、おれが作った学校だからおれがつぶしたつていいのだ、こういう表現に対しまして、あなたは自分が今までつぶした財産を取り返すのだとか、あるいはまたおれが勝手にしているのだということがやはり今でもあるのじゃないだろうかというふうに受け取れるのですが、その点をちよつと明確にしていだきたいと思います。

○田中参考人 そんなことは一つもありません。そういうふうに悪いことをやって、それがかえって有効であるがごときことが行なわれたならば、つぶれなければ社会に悪影響を永遠に及ぼすだろうというのを憂うところとか、そんなことは一つも考えておりません。それからさつき憂うからさういふ分を学校から除かなければ、さういふ学校ならなくなつた方がいだらうという、私は良心的な苛責に燃えておるといふことを言つておるだけなんです。評議員会も開かぬと言われましたが、それは、評議員は改選されたんです。だから、改選されたにかかわらずもとの評議員が私に請求を寄こしたりしても開かぬというだけです。勝手にしておけばいいだらうと思つただけで、新しい評議員会ができておるから、それを相手にしてやれというだけです。新しい評議員会はやつておるんです。それは河野先生の認識不足であらうと思つておるんです。それで私は、教授会というものが理事会に代つて入れられるというやうなことがない学校法人がほしい、さういふ学校の法規がほしいと思つておるんです。アメリカの学校には、私の運動が起つた当時ちよつとアメリカン・スクールという印刷物を……

○本島委員 私の質問にだけ答えて下さい。——これは委員会としてたゞ下でも、御当人がはつきりなさらないけれども、とにかく田中参考人の言われる言葉は、教授会なり職員の問題、その争いに終始されて、教育本来の問題については少しも考えていられないというところが受け取れるのです。私も私学を出ておられますけれども、自分の学校の名前が出て参りますとほんとうにうれしものなんですよ。そこに入つておる生徒さんたちは、まさかこんなことが起きると思つて入学された方はないと思つておる。六千名の学生の親とも思われるやうな立場に立つておる理事長であつたはずなんです。にもかかわらず、その教育本来の目的といふものを忘れてしまつての争ひであるといふことしか今日の供述では受け取れないのです。そこで、まだ理事として自分が残るというのを先ほど言われたから、私は心配して聞くのですが、それよりもの考え方を持つて新しく評議員会が生まれ、その評議員会の中にあな方がおつて、そしてあなたはその考え方を今後ともずっと続けたいことと思つたら、この問題の解決はあり得ないと思つておるんです。その点、あなたは実際の教育をするその教育者ではないかもしれせん。理事長という名前にはたれしたのかもしれせんけれども、教育者としての理事長であるかどうか、もしあなたが教育をするという立場に立つ理事長であつたならば、私はさういふ問題は起こらなかつたと思つておる。そこで、六千の学生をどう考へていくのか、今後どうしてやうとするのか、これはあなた一人の問題じゃないと思つておる。あなた個人の問題じゃないと思つておるのです。これだけの生徒を今後どうするか。今まで卒業された方々もあるでしょうし、さういふ方々に対して、自分が学校を作つたときの当時の考え方立てば、今までの発言といふものはその愛情には一つも触れていなかった。なおかつ、今後理事として残り、評議員

として残ろうという考へ方があるかどうか、もう一つ聞かしてもらいたい。○田中参考人 それは理事の方々の考へ方、評議員の方々の考へ方いかんであります。私は第一線を退いてやつておりますから、さういふことをいふの言ひ権限がありません。河野先生の権限を侵すやうなことでありますから、私は申し上げません。○本島委員 それでは、新しい理事長にすべてをおまかせになつて、そして、今後は、たとえば財産的な問題があつても、そのことによつて学校に要求をしたりなにかするといふことはない、この際全部お捨てになつた、さういふことですね。○田中参考人 ええ。○本島委員 さういふことです。先ほどから河野参考人並びに古田参考人から承りました、私ちよつと疑問に思つたのは、私立大学の審議会、この私立大学の審議会といふものがどれだけの権限を持ち、そして、先ほどこの構想の一端をちよつと述べられたやうであります。さういふ措置をとられたときにその効果をどういふふうに表示していかけることになつておるか、さういふ点を古田審議会会長に伺いたいと思つておる。○古田参考人 審議会は、現在ではさういふ問題について審議する権限はないので、先ほど申しましたやうに、規定を改正してさういふ問題を取り扱えるやうにしなければならぬ。大へん具体的にありますが、審議会において重要なことについては文部大臣に建議することができるようになつておる。——ただ、特定の大学について建議するといふやうなことは今の法規では

できないと思つておるが、特定の大学についても重要なことは建議できるというふうに改正してもらへば、審議会も取り扱いが可能になつてくると思つておる。これは、結局文部大臣に建議して、文部大臣から特定の大学にあれしていい、さういふ順序になるかと思つておる。○本島委員 政務次官にお尋ねいたします。この問題ばかりではないわけですが、私どもの耳にも入つておるわけですが、私立学校に対する権限といふものは、先ほど説明をされた通りに、直接自分の方で手を下さす方法がない。さういふことです。たまたまこの名城大学のやうなケースが生まれてきたときに、何の手も施しようもなく傍観している。教育はその間におろそかになつていく。この人たちはやがて社会に出て行かなければならぬ。その場合、生徒は非常な不幸を背負つて出て行かなければならぬ。さういふことです、このままの状態ではどうにもならないという感じは私に先ほどから受けておるわけなんです。さういふ問題を契機として、将来私学に対する何かお考へがあるかどうか、これを承りたい。本来ならば大臣にお聞きすべきでございまして、お出まじないから……

○宮澤政府委員 本来ならばやはり大臣が答弁を申し上げるべきことと思つておるが、先ほど横山委員に申し上げましたやうに、私どもとしては、現在の私立学校法が書かれておるその精神、考へ方といふものはやはり尊重すべきものだと思つておる。多少の不適當なことがございまして、できるならばそれは年月の間に、私立学校自身のできないと思つておるが、特定の大学にできない重要なことは建議できるというふうに改正してもらへば、審議会も取り扱いが可能になつてくると思つておる。これは、結局文部大臣に建議して、文部大臣から特定の大学にあれしていい、さういふ順序になるかと思つておる。○本島委員 政務次官にお尋ねいたします。この問題ばかりではないわけですが、私どもの耳にも入つておるわけですが、私立学校に対する権限といふものは、先ほど説明をされた通りに、直接自分の方で手を下さす方法がない。さういふことです。たまたまこの名城大学のやうなケースが生まれてきたときに、何の手も施しようもなく傍観している。教育はその間におろそかになつていく。この人たちはやがて社会に出て行かなければならぬ。その場合、生徒は非常な不幸を背負つて出て行かなければならぬ。さういふことです、このままの状態ではどうにもならないという感じは私に先ほどから受けておるわけなんです。さういふ問題を契機として、将来私学に対する何かお考へがあるかどうか、これを承りたい。本来ならば大臣にお聞きすべきでございまして、お出まじないから……

○本島委員 大體政府のお考へはわかりましたが、そこで、私立大学協会の方並びに審議会の方に、これは私、要望として申し述べたいのですが、さういふ事態が先ほどから河野さんの御説明によりまして、なみなみなない御尽力があつたことはわかります。しかし相手は学校でございまして、た

とて理事長が不当であると人間的に
お思いになったときに、やはりこれは
私学の方々が一人、お二人じゃとて
も田中理事長のようなお考えを、この
暴言でいくとなかなかお直しすること
はむずかしいかもしれないけれども、
やはり教育の本来に立つて、自分が学
校を立てたという誇りを持っておられ
るならば、教育の内容について、また
た教育の運営についてもつとめて考
えただけのような御指導並びにそうい
う圧力といつてはいかぬかもしれない
が、そういう方向づけをするだけの
協会なり審議会であつてほしいと思
うのです。そうすれば私はこういう問
題もここまでこなかつただろうと思
います。同時にもう一点承りたいと思
います。これは文部省の管轄でないか
もしれませんが、学校設置の基準にも
ついてないし、あるいは労働問題から
いって、職員三百名の問題、あるいは
の首を切られたいきさつ、こういうこ
とからずつと考へて参りますと、先
ほど田中理事長が言われたが、全部法
律違反のような気がするのです。こう
いう法律違反をほんとうに厚顔無恥と
申しますが、大へん失礼な言葉かもしれ
ませんが、すけすけと言つてのけられ
る。こういう方が学校を経営してい
らうと、こういうことになつたとき
にどうしようもないんだという法の矛
盾と申しますか、力の足りなさとい
うものを先ほどから私は感じるわけ
なんです。こういう点につきまして、今
後学生の方々、あるいは教授会の方
々が一致団結して学校を何とかしよ
うというところで、お話をあつたんだ
と思ひます。そこで参考人にお呼び
なしたわけではないから、今度理事長に

られる方にはこちらが言葉を求めるこ
とができますけれども、この雰囲気、
この私どもの表現というふうなもの
はしかと頭に入れていただいて、
学校というものは営利会社じゃない
のです。将来日本の運命を左右する
のです。そういう教育に携わる事業なん
です。ですからそれだけのことをお考
えいただいて、もし田中参考人がこん
で、頑迷であるとしても、これを押し
のけて、早い機会に円満な運営をされ
ていき、そして生徒が安心して学園
を受けることができる、そういう断固
とした立場をとつていってほしいとい
うことを私希望に申します。と同時に
学校の職員の方々、あるいは生徒の
方々、従来いろいろのいきさつもござ
いまして。しかし要は生徒の問題に
かかつてくることであるし、将来そ
の六千の学童の運命を左右して参る
はずであります。あの学校を出てい
るならばというよい工場、会社の希
望が、名城大学の子供だけはんべん
で下さいと言われたときに、その学
童はどういう立つ瀬がございませう
か。こういう点もお考え合わせにな
つて、今後私学の方々もさじを投げ
ないで、この問題の解決のために尽
力していただくと同時に、学内にあ
つて、いろいろな教授会の方々もお
考えをいいただく、学内にあつても
き、なおかつ田中さんのような暴言
はかせない、またやらせないんだと
いふ、そういう力を持つていつてい
きたい。一日も早くこの問題の円満
な解決を心から希望いたします。

○小牧委員 ちよつと田中参考人にお
伺ひしますが、先ほどのお話では、理
事長はやめた、まだ登記がなされてお
らないようだが、しかし理事ではあ
る、理事には残るという意味でしょう
か。こういうお話を承つたわけであ
りますが、理事長をやめて、ほかの方
に経営をやつていただくために、大
野さんですか、そういう方をお願い
した。しかし理事になるということは
、これはやはりまぎれもなく経営者
の一人である。こういう点を考へて
みた場合に、これはちよつと言いく
でございしますが、自分は表面理事
の職は退くけれども、たびたびお言
葉にありまします通り、これはおれ
が作つた学校だ、もうこういうこと
に負けたら廃止した方がよいのだとい
うお話もございまして、やはり実権
は今まで通つて自分握つて思ひ通り
やるんだ、こういうふうなお気持ちが
しかりにありとすれば、これはない
かも存じませんが、ありとすれば、こ
れは法律上の根拠もなかなかなさ
いこととございまして、先ほど来ほ
のかの参考人の方々も熱意をもつて
おっしゃつておられる通り、円満な
和解とか解決といふことはなかなか
困難ではないか、第一心がまが、こ
の問題解決の根本条件ではないか、私
はこころをこめて、御心境を一つ率
直に承りたい。

○田中参考人 私は何も私が作つた学
校だから、これをつぶす、そんなこと
は言ひません。そんなことを言つて
いるのじゃない。そういうふうな悪い
ことをとらんとやられて、そして理
事長ひとりで悪者みたいになされる
のはけつ長ひですけれども、そういう
ことを始末するに、理事長に対して、
この意見に対して、この意見が衝突
するから君はやめてくれ、これでは
学校が立たぬというように、私が教
職員に對して問題が起つて、そこで
衝突したわけじゃない。私は教職員
と一べんでもけんかしたことはない
。それから学生とけんかしたわけ
もない。ただ今度のように、この前
でも三千五百万円私が私腹を肥や
しておるか、東京へ進出すれば一億
持つていくから学校がつぶれると
か、勝手にいうろの方で言つただ
けで、私の目の前で言つてきたもの
は一人もない、そういうふうなや
られるような不純分子がばつこ
うなことを言つておられるだけだ
。私は何も自分の立てた学校だから
つぶすといふふうなことは言ひはし
ません。そういうふうな学校ではこ
れはよくないから、ちよつとよそに
比較のないような現象が起つてお
ると私はしみじみ感じておるわけ
です。私が何か問題が起つて教職員
と衝突した事実があるな、いいです
よ。それで今度、理事會内の問題が
起つて、今度はそれをどんどん日
比野さんなんか悪い者を引き入れ
て自分たちの協力者にしてしまつ
て、そしてこの前から大きな学
校の侵害だ、教職権の侵害だとい
つて私に退陣しろと要求するだけ
です。私はこれは無意味なことだ
と思ひます。私はいふことをやら
れるようだったから、だれもやり
ようがないと私は思ひます。それ
じゃいい学校にならぬから、いい
学校にならぬで社会に影響を及ぼ
すからやめた方がいいのじゃない
かと、言つておられるんです。私
が作つたから勝手にやめるとか、
そんなばかかなことは、幾ら私
が氣遣いでも言ひはしません。そ
ういふふう

だから、これは困る。それだから今
度は大野先生のような第三者の全
然関係なかつた方に見ていただ
いて、そしてこの学校を見ていた
だくと内実がわかつてくると思
うのです。それから文部省から
でも事務局長とかいふ方々がお
入りになつたり、それから事務
官のような方で退職をされる方
が学校の中に入つていただいて、
実態を見ていただいて、そして
文部省との連絡がもう少しつ
いたらいだらうと私は考へてお
ります。

○小牧委員 その点は先ほどからい
ろいろあなたのお話もありまし
たし、また他の参考人からもい
ろいろ話がありまして、今こ
こでにわかになつて、今こ
こで何を断定はできないかも
わからぬけれども、少なくとも
私どもがここでお聞きする
参考人の方々の御意見を聞
いておられますが、中には私
立大学協会の会長さんとか、こ
れは権威のある地位の方だ
と思つておられます。そういう
権威ある地位におられる方が、
この公開の席上で、そう軽
しく意見を言はれるようなこ
ともあるまい。私はこういう
場合には常識が最も必要だ
と思ひます。先ほど来、こ
ういふ地位にある方々、い
ろいろな御意見を聞いてお
ると、それはもう予算も決
算もない、こういう点で訂正
をされなかつたから、こ
ういふような問題も起つた
のだとか、あるいはまた先
ほど横山君も申し上げまし
たが、地元の大先輩の知
名の方々が連名、署名を
されたその御意見の中
にも、「その専断の経営
のために、学内には紛糾
絶えることなく」とあり
ます。この中には、おそ
らく田中参考人もお知り
合ひの方がたくさんお
られる

と思う。こういう方々が今申し上げた
 ような表現に同意をされたような、こ
 ういう署名をされて、そして名城大学
 の学校教育の空白、この悲しむべき事
 態を一日もすみやかに、これはあなた
 の良識のある善処によつて何とか解決
 をしてもらいたい、こういう意味でこ
 のような表現も使われておる。こうい

る御意見がある通り、相当御反省を願わなければならぬ点があるのではないかと思ひました。先ほど私がお尋ねをいたしましたのは、この点に関連があるからお尋ねいたしたわけであります。なるほど理事長をやめられることについては一応の御説明がございましたが、理事にお残りになるという点についてはいかなる御心境でございますか、お伺いいたします。

○田中参考人　今河野先生は私立大学協会会長であつて、最もニュートラルだと言われたけれども、これはニュートラルじゃない。これをごらんになつたらわかります。河野先生は……。

○小牧委員　私の質問に答弁をお願いします。

○田中参考人　だから必ずしも世論が高いから正しいとか何とかというわけにはいかない。私は理事長を引いてじつと見ております。何もやりません。だんだん世論がわかつてくる。この前も四年間私は黙っていたのです。ほんとうは早くやめたかったのですけれども、黙って見ていたのです。私は必ずしもけんけんごうごうとしておるのが正論だとは思いません。ほつておけばわかつてきます。それだから私は強いのです。私はほつておくだけです。何も金もうけをしたり何か、そんな

なことは考えておりません。

○小牧委員　日比野参考人にお伺いいたしますが、今お聞きの通り、田中さんが理事に残っても私は何もやりません、ただ見ております、こういうよりな御意見の御開陳があったわけですが、これについてあなたはどうお考えになりますか。

○日比野参考人 私は理事長の過去教
回にわたる経験から、残念ながら不可
能であると思います。理事長が何も関
係しないとおっしゃる言葉を私は信頼
できません。非常に危険な感じがいた
します。

○小牧委員 古田参考人にお伺いいたします。これまた私立大学の審議会の会長という重要な地位におられるわけですが、先ほどの御意見を承っておりますと、自分によく知らな

かつた。ということは、最近こういうことを聞いたのだというような前提を置いて、先ほどのような御意見の御開陳がございました。もしそれが事実であるとするならば、それはもつともなことであらうと考えます。それはそれといたしまして、先ほど同僚議員のど

そうするのがこの解決を早めるゆえんであるというふうに考えるのであります。先ほども申し上げましたが、どうしても早急に解決がつかぬという場合には、やむを得ないのでありますから、今ここに私学への干渉の規定を作るといふことでなしに、現在ある規定に従つて処理していくというふうに進めた方が適當だ、こう考えるのであります。

○小牧委員　ちよつとおしまいの方がよく聞き取れなかつたのであります
が、まことに失礼ですがもう一度……。

○古田参考人　現行規定があります。

○小牧委員 私は私立大学審議会の規
最後はその手をもつて解決したらいい
じゃないか、こういうことです。これ
は時間が多少かかりますけれども、や
むを得ないと思います。

定をよく存じませんが、これは一応文部大臣の諮問機関となっている。それによつて調査、審議する権限が与えられておりますが、この問題の発生以来相当の期間がたつてゐるけれども、これらの点について文部省の方としては諮問をされたことがあるのか、またな

かつたとするならば、諮問するお気持が今あるかどうか、この機会にお伺いしておきます。

○宮澤政府委員　諮問と仰せられましたのは、おそらくこの問題に関しての、そういう種類の諮問だという御質問と

うかがいますが、そういたしますと、この種の問題に關して審議會に諮問をいたしますのは、かりに助成をいたしておりました場合には、その助成の使途その他が不適當である場合に、一定の措置を國としてなし得る。それは法

人の理事その他の役員の辞職勧告でございますが、この場合には審議会に諮問しなければならぬ。これが一つでございます。しかし名城大学の場合には助成をいたしておりますので、この系統の諮問ということはおそらくあり得ないと存じます。そういたしますと、残りました諮問は、解散命令を前

ういうところにかないで何とかまく田満に解決をしなければならぬといふことで、それぞれ御苦心しておられるわけありますが、最後に、これはちよつとあるいは政務次官とされて言いくい御答弁になるかも知れませんが、お聞きしたいのは、いろいろ先ほど来ずつと本問題を聞いておりまし

提としたところの、法人が法令の規定に違反した、従つて解散を命じたいがどうか、こゝういふ諮問になるわけでございます。従ひまして名城大学の場合、唯一のなし得る諮問といふものは、六十二条の解散を前提にした諮問であらうと存じます。私もは先刻申しましたように、六十二条の運用ということに非常に慎重であり、かつこれはめつたにあつてならないことだと考へておりますから、従来この問題につ

て、私が懸するところを率直に申し上げますと、たびたび話に出ておる通り、私立学校に対する干渉を避けて、あくまでも自主的な解決が望ましい、さういふ先例を聞いてはほならないという配慮のもとにいろいろな努力がなされておる、この現行法の盲点をついて、独断専行、専断的な経営が行われておる、私は率直にこのように認めて、その結果このような問題、紛糾が依然として続いておるんだ、従つてこれをどう

きまして私立大学審議会に諮問をいたしましたことはございません。

それから今後どうするかというお尋ねでございますが、法律に定められた形での諮問をいたすということはただいまのところございません。ただそれはいろいろな意味で御相談をしていか

するかということではなくて、現段階においては認識としては今私が申し上げた通りのことではないかと私は考えますが、これについて政務次官はどうお考えですか。

○宮澤政府委員 冒頭に申し上げましたようにきわめて異常かつ遺憾な事態

ないかといふ意味でございしますと、また違ひますので、六十二条というものがございしますから、それを背景にしながら、そこへいく道行きでいろいろなことをなし得るであらう、こう考えておるのであります。

○小牧委員　よくわかりました。何も私ども最後のな、もう解散したらどうかというようなことを考えていろいろな意見を述べておるわけじゃない。ほかの参考人の方々もお気持は御同様だろふと思う。そこまでいけば元も子もない、こういうことではございしますから、そ

だと考えておるのであります。先ほど来るる申し上げましたことは、役所として、いわゆる世の中の健全な常識から考えまして出過ぎたことをしてはならない。ことに私立学校法の書かれておる建前から出過ぎたことをしてはならないといふことを今まで厳に戒めて参つたのであります。ただ当委員会並びに参議院の文教委員会では同じ傾向の御発言が各委員からすでにございました。私立大学審議会の会長並びに有力な委員からもまた同種の御発言がございました。といたしますと、いわ

ゆる世の中の健全な常識から考えて、私どもこの問題を処理いたします環境というものが、こういう契機からかなり変つてきておるのではないかと、ふりには考えます。従来の出過ぎたことをしたくないという気持は変りませんけれども、しかし、どの程度が出過ぎたことであつて、どの程度が適度なことであるかというところは、これは健全な常識、ことに立法府の両院において、また私立大学審議会の会長並びに有力な委員からほぼ同じ傾向の御発言があつたのに対しては、私どもも新しい環境が与えられたものと考えるを得ないかと思つております。

○大平委員長 辻原弘市君

○辻原委員 だんだんの御質問で事件に対する内容のあらましが私どももはつきりわかつてきたわけですが、問題はこのような事態、これは何人が考えましたか、きよう御出席の田中さんとしては御自分のお考えがあり、自分のおやりになつたことについての正当性を考へておられるようでありまして、けれども、少なくともこれは私どもの常識をもつて考えました場合に、二十八年以来今日まで伝統のある私立大学が内部的に紛争これ紛争を重ねて、現実の教育に至大の影響を与えているというこの事実、これは何といつても私は見逃がせないと思つてます。そうした意味で、どうしてこれを軌道に乗せ、私立大学として正しい今後の運営、りっぱな教育上の業績を上げていくかということ、これは私ども今日の委員会におきましてその気持でもつて皆さんにお尋ねをいたしておるわけでありまして、問題の解決につきまして従来中に入られました河野先生も御出

席でありますし、また今の事態に立つての御見解も述べられたわけですが、私は最後にいま一つお伺いいたしておきたいのは、これは先ほどからもその種の御質問、御発言があつただろうと思つておりますが、古田さんは先刻、これは私立大学の名誉としてあくまで自主的に解決をさせたいと思ひました、私はこれはごもつともだと思ひます。われわれもこいねがわくはこれは自主的な解決にゆだね、少なくとも国会において、あるいは行政官庁のあつせん等に待たなければ解決できないなどというところは、長い私立大学の歴史、伝統を汚すものだと思う。しかしそれがたびたびの調停にもかかわらず、どうしてもその解決によつては依然として将来に禍根を残すということであるならば、やはり最後に古田さんの言われましたように、法律に基づく処置をとらざるを得ないのじやないか。これは私は何人もあきらめ切つた最後の処置としてそこに落ちつかざるを得ないと思つてます。しかし私どもとしては今なおさういうことについては、これは一つのこの問題に關する限りにおいては、処置としては正しいかも知れぬと思ひます。しかし私立学校という、法律以外その運営、学校経営というのに対して学校以外からとかくの力によつて左右されてはいかぬという原則に立つて考えなければ、今なお何らかの方法において解決をしてもらいたいという希望を失わない。そこで私は田中さんにこの機会にお伺いを申し上げるのであります。が、今も小牧委員からもお尋ねがありましたが、あなたは理事長をやめられたい大野さんにそのあとをおまかせにな

る、これも私は手続はどうかは知りませんが、真に事態を円満の方向に解決していこうという御心境ならばそれもけつこうだ。しかしもう一つこゝでやはり学校経営の中にどまつておるということに相なりましたならば、あるいは私の言葉は出過ぎかも知れませんが、あるいは私の言葉は出過ぎかも知れませんが、何といひましても理事長というウエートの高い立場で昨今までおられたその影響力なり、またあなたが今日まで名城大学というのとは切つても切れない関係で進んできたという立場から考へてみまして、やはり問題はすべて解決されたのではないじやないかという外部からの一つのものの考へ方が生まれると思つて、あなたがほんとうに自分が育てて、あなたがただけじやないかもしれません。あなたがこれに対して至大の貢献があつたということも世間が認めておる。あなたの専断の学校経営によつて事態が紛糾していることはまことに遺憾だ、あなたの地元の有力な方々がわれわれに陳情の文書を出されたその中にも、あなたの功績についても認められておる。とするならば、私は、こゝで問題をさらに将来に残して、せつかくのあなたの功績が帳消しされるような立場をこゝではおとりにならないで、すつぱり一つそれならば学校というものを一新して、名城大学という育ててきたものをさらに将来へ受け継いで発展させてやろうという大乗の見地に立つて、しばらく学校経営から身を引くという立場をおとりにならないかどうか。もしおとりにならないというあなたのお答えがあるならば、一体なれないという御心境のその底は那邊にあるか。またいかなる理由において――

ここまで問題が紛糾し紛糾し、世論も何とかしてもらいたいという期待をあなたにかけておる。その期待にあなたはこたへにならぬとするならば、よくよくの事情がおありになるだろうと思ふ。そのことを一つこの席において語つてもらいたい。いかがですか。一つ理事長のみならず、理事をも含めて円満にあなたが身を引かれるという立場をこの際としておとりにならないでしようか。

○田中参考人

ごもつともな御説でございますが、しかしこれは評議員会及び理事会がきめることでございまして、私が一人でどうだこうだと勝手にきめるわけにいきません。(あなたがおめればいいじやないか)と呼ぶ者あり。それだから理事長はやめたのです。

○辻原委員

理事長をやめられたのは、あなたの御意思、御発言によつてやめられたのでしよう。

○田中参考人

そうです。それですけれども、むしろ理事会では私に理事長に残つておれというお説が多いので、それで私が参考になつていろいろ大野先生でも助けてあげなければ何もやれないだらうということ、私は参考人みたいなものとして残つてゐるだけで、別に企画もしなければ何にもやりません。

○辻原委員

はなはだ失礼な申し分でありまして、あなたのお考えはいろいろ去来いたしましたので、どうもお考えの焦点が私どもにもさだかではありませんが、従つて私はいろいろそれらの点についてお伺いするということもはなはだ失礼かと思ひますので、これ以上お尋ねはいたしませんけれども、理事長

○田中参考人

は、おやめになつた、おやめになることができるといふあなたの心境ならば、私は理事をおやめなさることも可能ではないかと思ひます。同時に、何もしない、何もしないとおつしやるならば、あなたの御将来のために、また名城大学とあなたとの関係においては、将来のためにその方がいいのではないかと、私は第三者でありますけれども、さういふふうに考えます。

○田中参考人

いま一つお伺いしておきたいのは、今評議員会なりあるいは理事会等がきめればその決定に従うというあなたの御発言がありました。それはその通りでございまして、

いうものは、率直に申し上げますならば、なお学校の今後の運営上紛争が絶えないのじゃないか、こういう懸念を持つておられるわけです。それを私はあなたが悪いというその問題とは別個に、今までのいろいろないきさつがある、そういうことから大よそやばり皆さんがこうした方がいいのではないかとこの考え方を漸次持ちつづけると思う。そのことは、やはり一つ円満にあなたが身を引かれたらどうかという結論ではないかと私は思う。そうしない場合においては紛争がまた起こる可能性がある。起こればどうなるかということになる、事件は巻き返して、その場合は、さつきも古田さんが述べられましたように、とるべき措置はもう法律の規定に従って、今政務次官も言われましたように何とかしなければいかぬという世論があれば、これは何とかしなければいかぬのです。そうしなければ残る問題は、六十二条に基づく解散の問題を付議する以外にない。そうしなければ学校のことがこでなくなってしまうことになる。そういうことについて、学校が他動的なよその力で、どうにもしようがないというので解散をしなければならぬという事態を招来しても、それはやむを得ないとお考えになりますか。それとも解決しよう、そういう一つのお考えがあなたのお心の中におありになるかどうか。それはいかがでございますか。

それにおまかせした。ところがそう言われておりながら向こうは来ないので。それできょうに及んだわけです。きょうも草葉先生から私のことを考えていろいろお話がありましたので、それにおまかせしようと思つておつたのですが、大体私の子供が土台になって騒動が起こつてきた事件でありまして、子供がどうしても応じない、そういう状態なのであります。それだから皆さん方が文章その他の評判で感じられている事柄とおよそ違ふと実は私思つておるのです。だから私が急に引いてどうなる、こうなるという問題ではないと思ひます。それだから私は先生におまかせして、よく第三者としてお入りになつてくれれば事件がだんだんわかつてきて、そして平穩にならざるを得ないと思ひますが、それには大野先生や何か非常に困られることがあるだろうと想像しておるわけなんです。私をワンマン、ワンマンと言つておりますが、私はワンマンをやつたことはありません。私は正義をやつておるから強く申し上げるだけで、ワンマンをやつたことは一つもありません。先生方とけんかしたことも一ぺんもありません。おかしいのです。何かの問題でけんかをして、それでこういう事件があるからこうだということじゃなくて、ただ理事長退陣しろ、私に言わせると、それは意味をなさない。

○辻原委員 最後は河野さん、それから古田さんに私はお願いを申し上げたいのであります。これは多分さういうふうにお考えだろうと私も考えるのであります。やはり先ほど私が申し上げましたように、この種のまことに不可解というか、まことに常識を逸したというか、問題が起きたために、いわゆる私学全体の立場というものに悪影響を及ぼしてはならない、そのためにこそどうにもならぬということになれば、われわれもその一つの善後策に ついては検討せざるを得ないと思ひます。しかしさういふことは、特異な一つの例をもつてやるべきではないと私自身は考える。従つて何か一つそれぞれ私学の立場におかれて重要な職責に立たれる先生方もなお一つあきらめないで、この名城大学を真に今日の私学の姿にふさわしいものに持つていくための御努力をやつていただきたい。私は、中途半端な解決は、さらに問題をこじらすもどかと思ひます。真に六千の学生もこぞつてそれを歓迎し、また三百の先生方もそれにこぞつて協力ができ得るような解決策を講じて、それぞれ行政当局と協力し、さらにまた新理事長も就任を予定されておるさうでありますので、さういふ立場においてそれは解決をしていただきたい、かように要望いたしました。質問を終ります。

○大平委員長 参考人の諸氏に一言ごあいさつ申し上げます。

参考人各位には、長時間にわたり御意見を開陳していただき、本委員会の調査の参考になりましたことを厚く御礼を申し上げます。大へんありがとうございます。

○小牧委員 議事進行について。名城大学の問題について、参考人各位からいろいろ貴重な御意見の御開陳がございまして、またそれぞれ同僚委員からいろいろな質問なりあるいは意見等もなされたわけでございます。そこで、われわれ文教委員会といたしましては、この問題に対して、どういふうな取り扱いをするか、どういふ態度をもつて臨むかというふうなこともいろいろあるかと考えますので、本日それをどうするかの意思図をもつて申し上げるわけではございませんが、その辺のところを考へていただいて、このあと理事会でも開いてもらつて、いろいろお互いの意見を話し合つていふうにしていただきたい、かように考えております。

○大平委員長 本件につきましては、事態の推移に応じて、理事会で協議して、またお諮りしたいと思ひます。

○大平委員長 この際、お諮りいたします。市町村立学校職員給与負担法等の一部を改正する法律案につきまして、成規の手続をもつて撤回の申し出がございしますが、本案はすでに委員会の議題といたしておりますので、衆議院規則第三十六条により委員会の許可を得なければなりません。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大平委員長 御異議なしと認め、本案の撤回を許可することに決しました。本日はこの程度とし、次会は来たる十三日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会いたします。本日はこれにて散会いたします。午後四時三十分散会

〔参照〕
市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案（白井莊一君外七名提出、第三十一回国会衆法第四九号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕